

平成 2 8 年 度

栃 木 県 立 特 別 支 援 学 校 の 高 等 部  
及 び 幼 稚 部 の 入 学 者 選 抜 実 施 細 則

栃 木 県 教 育 委 員 会

平成28年度県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜関係諸日程

月	日	曜	事 項		
			特別支援学校 宇都宮青葉高等学園（仮称）	高等部・高等部専攻科 （特別支援学校宇都宮青葉高等学 園（仮称）を除く）	幼稚部
1月	30	土			
	31	日			
2月	1	月	願書等提出期間		
	2	火			
	3	水			
	4	木			
	5	金			
	6	土			
	7	日			
	8	月	選抜検査		
	9	火			
	10	水			
	11	木			
	12	金			
	13	土			
	14	日			
	15	月	合格者発表		
	16	火			
	17	水			
	18	木			
	19	金		願書等提出期間	願書等提出期間
	20	土			
	21	日			
	22	月			
	23	火			
	24	水			
	25	木			
	26	金			
	27	土			
	28	日			
	29	月			
3月	1	火			
	2	水			
	3	木			
	4	金			
	5	土			
	6	日			
	7	月		選抜検査	選抜検査
	8	火			
	9	水			
	10	木			
	11	金		合格者発表	合格者発表

## 出 願 に 必 要 な 書 類

### 特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	5, 6	
	障害があることを証明する書類	11	療育手帳の写しまたは様式 11 を提出する。
	栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書	12	
	中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書	10-1	該当者のみ中学校卒業証明書とともに提出する。
中学校	調査書	7	

### 特別支援学校高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）及び盲学校高等部専攻科を除く）

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	5, 6	
	障害があることを証明する書類	11	身体障害者手帳若しくは療育手帳の写しまたは様式 11 を提出する。
	中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書	10-1	該当者のみ中学校卒業証明書とともに提出する。
中学校	調査書	7	

### 盲学校高等部専攻科

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	5, 6	
	障害があることを証明する書類	11	身体障害者手帳の写しまたは様式 11 を提出する。
	高等学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書	10-2	該当者のみ高等学校卒業証明書とともに提出する。
高等学校	調査書		平成 28 年度大学入学者選抜実施要項において示された様式

### 特別支援学校幼稚部

作成者	提出書類	様式番号	備 考
志願者	入学願書等	1, 2	
	障害があることを証明する書類	11	身体障害者手帳の写しまたは様式 11 を提出する。

# 目 次

【平成28年度栃木県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施細則】		
第1	特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）について	1
1	募集	1
2	出願方法	1
3	学力検査等	2
4	学力検査等の実施	2
5	入学者の選抜	2
6	合格者の発表	3
7	入学の辞退	3
8	検査得点の簡易開示	3
第2	特別支援学校高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）及び盲学校高等部専攻科を除く）について	4
1	募集	4
2	出願方法	4
3	学力検査等	5
4	学力検査等の実施	5
5	入学者の選抜	5
6	合格者の発表	5
7	検査得点の簡易開示	5
8	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	6
第3	盲学校高等部専攻科について	7
1	募集	7
2	出願方法	7
3	学力検査等	8
4	学力検査等の実施	8
5	入学者の選抜	8
6	合格者の発表	8
7	検査得点の簡易開示	8
8	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	8
	（様式）高等部及び高等部専攻科様式	9
【平成28年度栃木県立特別支援学校幼稚部の入学者選抜実施細則】		
第1	募集	23
第2	出願方法	23
第3	面接等	23
第4	面接等の実施	23
第5	入学者の選抜	23
第6	合格者の発表	24
第7	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	24
	（様式）幼稚部様式	25
資料1	栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針	27
資料2	栃木県立特別支援学校における幼稚部、高等部 及び高等部専攻科設置校の概要	27
資料3	学校教育法施行令（抜粋）	28

# 〔 平成28年度栃木県立特別支援学校 高等部の入学者選抜実施細則 〕

平成28年度栃木県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

## 第1 特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）について

### 1 募集

#### (1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

#### (2) 入学志願資格

特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）に入学を志願することができる者は、知的障害者のうち、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の者で、公共交通機関等の利用により自力通学が可能な者とする。また、原則として保護者とともに県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者

イ 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95号各号のいずれかに該当し、又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者

#### (3) 県外からの入学志願者の取扱い

県外に居住する入学志願者は、「栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書」（様式4）を添付して出願するものとする。なお、志願先特別支援学校長は、一家転住等その理由が正当であると認められ、保護者が平成28年4月8日までに県内に居住予定である場合に受け付けるものとする。

### 2 出願方法

#### (1) 出願

ア 特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）については、条例により設置が定められるまで仮称とするが、出願に必要な書類の提出に当たっては、（仮称）の表記は要しないこととする。

イ 入学志願者は、在学又は出身の中学校長を経由して志願先の特別支援学校長への手続を行う。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者（平成22年3月以前の卒業）は、志願者本人が直接、志願先の特別支援学校長への手続を行う。

ウ 出願は、特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）及び県立高等学校全日制課程の特色選抜を通じて1校とする。

#### (2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学願書（様式5）

(イ) 受検票（様式6）

(ウ) 障害があることを証明する書類（療育手帳の写しまたは医療機関が発行する証明書（様式11））

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書（様式12）

イ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上経過した者は、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-1）及び「中学校卒業証明書」を提出する。

なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに志願先の特別支援学校長へ直接提出する。

ウ 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校に請求する。郵送により請求する場合は、志願先の特別支援学校に「120円切手」をはった返信用封筒（33.2cm×24.0cmの封筒に返信先を明記する。）を添えて申し込む。

(3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置し、調査書を作成するものとする。

イ 入学願書等の提出

出願に必要な書類に「調査書」（様式7-1又は7-2）を添えて、次の期間内に志願先の特別支援学校長に提出する。

平成28年2月1日（月）午前9時から午後3時30分まで及び2月2日（火）の午前9時から正午までとする。

ウ 県外からの出願

県外からの出願については、「入学願書」等及び「調査書」を郵送（書留・親展）によってもよいが、事前に志願先の特別支援学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、受検票を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

(4) 受検票の交付

受検票（様式6）は、願書等提出時に交付する。

(5) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身の中学校長を経由して「受検辞退届」（様式9）を速やかに出願先の特別支援学校長あて提出する。

3 学力検査等

(1) 学力検査

ア 教科

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 配点

配点は、検査教科それぞれについて100点とする。

(2) 作業能力検査

ア 内容

机上での事務作業等を通して、指示を理解する力、正確に遂行する力などをみる。

イ 配点

配点は、200点とする。

(3) 面接

4 学力検査等の実施

(1) 検査期日 2月8日（月）

(2) 検査日程

学力検査等の日程は、別に定める。

(3) 検査場

学力検査等の検査場は出願先の特別支援学校とする。

5 入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

特別支援学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

## (2) 選抜の方法

- ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」(資料1)にのっとり、公正に行うものとする。
- イ 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績、作業能力検査及び面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式10-1)が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

## 6 合格者の発表

### (1) 日時

合格者の発表は、2月15日(月)午前10時とする。

### (2) 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」(様式8)を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

## 7 入学の辞退

- (1) 合格者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合は、在学又は出身の中学校長を経由して「入学辞退届」(様式13)を2月17日(水)までに当該特別支援学校長あて提出する。なお、2月18日(木)以降においても、保護者の転勤等のやむを得ない理由で入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」を提出する。
- (2) 合格者のうち、2月17日(水)までに「入学辞退届」を提出しない者は、県立高等学校及び県立特別支援学校には出願できない。

## 8 検査得点の簡易開示

- (1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点、作業能力検査の得点及び合計点の簡易開示を希望する者は、2月16日(火)から3月15日(火)までの日(ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。)、受検先の特別支援学校において簡易開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。
- (2) 請求を受けた特別支援学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

## 第2 特別支援学校高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園（仮称）及び盲学校高等部専攻科を除く）について

### 1 募集

#### (1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

#### (2) 入学志願資格

特別支援学校高等部に入学を志願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者

イ 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95号各号のいずれかに該当し、又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者

#### (3) 県外からの入学志願者の取扱い

第1の1の(3)と同様とする。

### 2 出願方法

#### (1) 出願

ア 出願については、第1の2の(1)のイと同様とする。

イ 出願は、特別支援学校高等部及び県立高等学校全日制課程の一般選抜を通じて1校とする。

#### (2) 入学志願者の出願手続き

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書（様式5）

(イ) 受検票（様式6）

(ウ) 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳若しくは療育手帳の写しまたは医療機関が発行する証明書（様式11））

イ 入学志願者のうち、中学校を卒業後5年以上経過した者は、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-1）及び「中学校卒業証明書」を提出する。なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに志願先の特別支援学校長へ直接提出する。

ウ 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校に請求する。郵送により請求する場合は、志願先の特別支援学校に「120円切手」をはった返信用封筒（33.2cm×24.0cmの封筒に返信先を明記する。）を添えて申し込む。

#### (3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

第1の2の(3)のアと同様とする。

イ 入学願書等の提出

出願に必要な書類に「調査書」（様式7-1又は7-2）を添えて、次の期間内に志願先の特別支援学校長に提出する。

平成28年2月19日（金）及び2月22日（月）の午前9時から午後3時30分までとする。

ウ 県外からの出願

第1の2の(3)のウと同様とする。

#### (4) 受検票の交付

第1の2の(4)と同様とする。

- (5) 受検辞退  
第1の2の(5)と同様とする。

### 3 学力検査等

#### (1) 学力検査

##### ア 教科

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語及び数学について行う。

##### イ 配点

配点は、検査教科それぞれについて100点とする。

#### (2) その他必要な検査

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、校長が必要と認める検査について、各特別支援学校において定めるものとする。

イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、作業能力検査を行う。

#### (3) 面接

(4) 特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めたときは、学力検査、その他必要な検査、面接の一部を免除することができる。

### 4 学力検査等の実施

(1) 検査期日 3月7日（月）

(2) 検査日程

第1の4の(2)と同様とする。

(3) 検査場

第1の4の(3)と同様とする。

### 5 入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

第1の5の(1)と同様とする。

(2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1）にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績、その他必要な検査及び面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-1）が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

### 6 合格者の発表

(1) 日時

合格者の発表は、3月11日（金）午前10時とする。

(2) 発表の方法

第1の6の(2)と同様とする。

### 7 検査得点の簡易開示

(1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の簡易開示を希望する者は、3月14日（月）から4月13日（水）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）、受検先の特別支援学校において

簡易開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

(2) 請求を受けた特別支援学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

#### 8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情等により受検できなかった者については、下記にしたがって特別な措置を講ずる。

##### (1) 特別の事情等

転居、家庭の事情、施設入所等の都合により、願書の受付期間に間に合わなかった場合、又は正規の入学者選抜を受検できなかった場合

##### (2) 入学者の選抜

入学させる人員に余裕のある場合、以下により特別に入学者選抜を行う。

ア 出願及び入学者選抜等については、当該特別支援学校の校長が適切な日を定める。

イ 入学者選抜については、5の(1)、(2)に準じて行うものとする。

##### (3) 合格者の発表

当該特別支援学校の校長は、入学者選抜実施後速やかに合格者を発表する。

### 第3 盲学校高等部専攻科について

#### 1 募集

##### (1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

##### (2) 入学志願資格

盲学校高等部専攻科に入学を志願することができる者は、視覚障害者のうち、障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる程度の者とする。また、原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程（以下「高等学校」という。）を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は平成28年3月31日までに該当する見込みの者

##### (3) 県外からの入学志願者の取扱い

第1の1の(3)と同様とする。

#### 2 出願方法

##### (1) 出願

入学志願者は、在学又は出身の高等学校長を経由して志願先の特別支援学校長への手続を行う。ただし、高等学校卒業後5年以上を経過した者（平成22年3月以前の卒業）は、志願者本人が直接、志願先の特別支援学校長への手続を行う。

##### (2) 入学志願者の出願手続き

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書（様式5）

(イ) 受検票（様式6）

(ウ) 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式11））

イ 入学志願者のうち、高等学校を卒業後5年以上経過した者は、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-2）及び「高等学校卒業証明書」を提出する。なお、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに志願先の特別支援学校長へ直接提出する。

ウ 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校に請求する。郵送により請求する場合は、志願先の特別支援学校に「120円切手」をはった返信用封筒（33.2cm×24.0cmの封筒に返信先を明記する。）を添えて申し込む。

##### (3) 高等学校長の手続

###### ア 調査書の作成

高等学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置し、調査書を作成するものとする。

###### イ 入学願書等の提出

出願に必要な書類に「調査書」を添えて、次の期間内に志願先の特別支援学校長に提出する。

平成28年2月19日（金）及び2月22日（月）の午前9時から午後3時30分までとする。

###### ウ 県外からの出願

第1の2の(3)のウと同様とする。

##### (4) 受検票の交付

第1の2の(4)と同様とする。

##### (5) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身の高等学校長を経由して「受検辞退届」

(様式9) を速やかに出願先の特別支援学校長あて提出する。

### 3 学力検査等

#### (1) 学力検査

##### ア 教科

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

##### イ 配点

配点は、検査教科全体で100点とする。

#### (2) その他必要な検査

校長が必要と認める検査について、当該特別支援学校において定めるものとする。

#### (3) 小論文

#### (4) 面接

### 4 学力検査等の実施

#### (1) 検査期日 3月7日（月）

#### (2) 検査日程

第1の4の(2)と同様とする。

#### (3) 検査場

第1の4の(3)と同様とする。

### 5 入学者の選抜

#### (1) 選抜委員会の設置

第1の5の(1)と同様とする。

#### (2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1）にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績、その他必要な検査の結果、小論文及び面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式10-2）が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

### 6 合格者の発表

#### (1) 日時

合格者の発表は、3月11日（金）午前10時とする。

#### (2) 発表の方法

第1の6の(2)と同様とする。

### 7 検査得点の簡易開示

(1) 受検者のうち、学力検査の得点の簡易開示を希望する者は、3月14日（月）から4月13日（水）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）、受検先の特別支援学校において簡易開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

(2) 請求を受けた特別支援学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

### 8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

第2の8と同様とする。

(様式)

高等部及び高等部専攻科様式

様式4 (所定の用紙)

## 栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書

平成 年 月 日

栃木県立

校長 様

保護者氏名 印

住 所

入学志願者氏名

生 年 月 日

住 所

連絡先 (電話番号)

平成 年 月 日 卒業見込み

昭和 年 月 日 卒 業

下記理由により貴校に入学志願させたいので、御承認くださるようお願いいたします。

- 1 転居先
- 2 転居予定期日
- 3 理由
- 4 理由を証明する添付書類名

上記の理由に相違なく、また、平成28年度の入学志願に当たっては、貴校以外のいかなる公立特別支援学校高等部及び公立高等学校にも出願しないことを証明する。

平成 年 月 日

中学校名

校長氏名

職印

(注) ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本申請書に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

ウ 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。

様式5 (所定の用紙)

受付番号 ※	受検番号 ※	(※願書受付 平成 年 月 日)
<h2 style="margin: 0;">入 学 願 書</h2>		
高等部	科に入学させたいのでお願いいたします。	写 真 (縦4cm×横3cm)  正面上半身脱帽  当該年度の12月1日以降に撮影したもの カラー、白黒いずれも可 写真の裏に中学校名と氏名を記入してはる
	平成 年 月 日	
栃木県立	校長 様	
	保護者氏名 印	
志 願 者	氏 名 <small>ふりがな</small>	性 別
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	住 所	〒 _____
	出身学校	所在地 学校名 立 学校 昭和・平成 年 月 卒業・卒業見込み
保 護 者	氏 名 <small>ふりがな</small>	
	住 所	〒 _____ TEL ( )
連 絡 先	〒 _____	TEL ( )

----- ミ -- シ -- ン -- 目 -----  
 様式6 (所定の用紙)

	出願受付 ※平成 年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">受 検 票</h2>		
※受検番号 _____		
※科名 _____ 科		
氏名 _____		
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">出欠確認欄</td> </tr> </table>	出欠確認欄	※学校長 _____ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">職印</span>
出欠確認欄		

(裏面の注意書きをご覧ください)

様式5の裏面 願書記入上の注意

- 1 ※印のところは、当該学校が記入する。
- 2 「氏名」は、住民票に記載されている文字どおり記入する。
- 3 「連絡先」は、当該学校から合格通知書を交付する際の通知先が保護者の住所と異なる場合だけ記入する。

# 調 査 書

出願学校	栃木県立
------	------

受検番号	※	志望	受検者	性別	ふりがな 氏名	平成 年 月 日生	平成 年 3月 卒業・卒業見込み							
各教科の学習の記録	教 科	評 定			特別活動の記録	内 容	1年	2年	3年					
	国 語	1年	2年	3年		学 級 活 動								
						生 徒 会 活 動								
						学 校 行 事								
	社 会				各教科等を合わせた指導の記録	名 称	学習の内容及び評価							
	数 学													
	理 科													
	音 楽													
	美 術													
	保 健 体 育													
技 術 ・ 家 庭														
外 国 語														
						新体力テストの記録								
				行 動 の 記 録		基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自 主 ・ 自 律	責 任 感	創 意 工 夫	思 いや り ・ 協 力	生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護	勤 労 ・ 奉 仕	公 正 ・ 公 平
総合的な学習の時間の記録	1年	活動・特技等の記録								障害の状況				
	2年	欠席日数	1年	2年	3年									
		主な理由				日	日	日						
3年					平成 年 月 日									
					中学校名									
					校長氏名				職印					



# 調 査 書

出願学校	栃木県立
------	------

受検番号	※	志望	受検者	性別	ふりがな 氏 名	平成 年 月 日生	平成 年 3月 卒業						
各教科の学習の記録	教 科	評 定			特別活動の記録	内 容	1年	2年	3年				
						学級活動							
						生徒会活動							
				学校行事									
	各教科等合わせた指導の記録	名 称				学習の内容及び評価							
		新体力テストの記録											
		行動の記録	基本的な生活習慣	健康・体力の向上		自主・自律	責 任 感	創 意 工 夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤 労 ・ 奉 仕	公 正 ・ 公 平	公 共 心 ・ 公 徳 心
選択教科の記録	教科	評定(学年)	教科	評定(学年)	部活動・特技等の記録		障 害 の 状 況						
		( 年 )		( 年 )									
		( 年 )		( 年 )									
		( 年 )		( 年 )									
		( 年 )		( 年 )									
総合的な学習の時間の記録	1年				出欠の記録	欠席日数	1年	2年	3年				
	2年						日	日	日				
	3年					主な理由							
					平成 年 月 日								
					中学校名								
					校長氏名								
					職印								



# 合 格 通 知 書

受検番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

あなたは、平成 \_\_\_\_\_ 年度栃木県立 \_\_\_\_\_ 入学者選抜の結果、  
本校 高等 部 \_\_\_\_\_ 科に合格したので通知します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

学校長

職印

## 受 検 辞 退 届

平成 年 月 日

栃木県立

校長 様

出願者氏名

保護者氏名

印

住 所

志望科名

下記の理由により受検を辞退いたします。

(理 由)

---

上記のことを了知しております。

学校長

職 印

中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書

平成 年 月 日

栃木県立

校長 様

現 住 所

生 年 月 日 年 月 日生 (満 歳)

志願者氏名 印

(代筆者氏名 (続柄等 ))

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が記入してください。障害の状況により、志願者本人による記入が難しい場合は、保護者の方などが代筆してください。記入にあたっては、黒又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- 2 必要事項を記入した後、厳封の上、志願者本人が他の必要書類とともに、志願先特別支援学校長に直接提出してください。その際、封筒の表に、志願者氏名を記入してください。
- 3 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書

平成 年 月 日

栃木県立盲学校長 様

現 住 所

生 年 月 日 年 月 日生 (満 歳)

志願者氏名 印

(代筆者氏名 (続柄等 ))

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が記入してください。障害の状況により、志願者本人による記入が難しい場合は、保護者の方などが代筆してください。記入にあたっては、黒又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- 2 必要事項を記入した後、厳封の上、志願者本人が他の必要書類とともに、志願先特別支援学校長に直接提出してください。その際、封筒の表に、志願者氏名を記入してください。
- 3 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

## 証 明 書

現 住 所

氏 名

生年月日

障害名 \_\_\_\_\_

障害の状況：

〔 知的障害特別支援学校を志願する者は、発達検査の結果等（他機関で行われた検査結果も含む）を添付してください。 〕

上記の通り証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

※障害名、障害の状況を記入する際は、裏面の特別支援学校の対象となる障害の程度を参考にしてください。

学校教育法施行令（抜粋）

## 第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

### 備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

### 【知的障害者の障害の程度 第2号の解釈について】

「知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもの」とは、知的障害があるものの、前号の程度よりは軽度であることを指す。  
知的障害のないもので、「社会生活への適応が著しく困難なもの」は、本号に該当しない。



## 入学辞退届

平成 年 月 日

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 校長 様

出願者氏名

保護者氏名

印

住 所

志 望 科 名

下記の理由により入学を辞退いたします。

（理 由）

---

上記のことを了知しております。

中学校名

学校長

職 印

# 〔 平成28年度栃木県立特別支援学校 幼稚部の入学者選抜実施細則 〕

平成28年度栃木県立特別支援学校幼稚部の入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

## 第1 募集

### 1 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

### 2 入学志願資格

特別支援学校幼稚部に入学を志願することができる者は、視覚障害者又は聴覚障害者のうち、障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる程度の者とする。また、原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 盲学校においては、平成22年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者
- (2) 聾学校においては、平成22年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた者

## 第2 出願方法

### 1 出願

- (1) 出願に必要な書類は、保護者が直接志願先の特別支援学校長に提出するものとする。  
なお、提出する書類は、次の3種類とする。

ア 入学願書（様式1）

イ 受検票（様式2）

ウ 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写しまたは医療機関が発行する証明書（様式11））

- (2) 出願に必要な書類は保護者が作成し、次の期間内に志願先の特別支援学校長に提出する。

平成28年2月19日（金）及び2月22日（月）の午前9時から午後3時30分までとする。

### 2 受検票の交付

受験票（様式2）は、願書等提出時に交付する。

## 第3 面接等

### 1 面接

### 2 その他必要な検査

校長が必要と認める検査について、各特別支援学校において定めるものとする。

## 第4 面接等の実施

### 1 期日 3月7日（月）

### 2 日程

面接等の日程は別に定める。

### 3 会場

面接等の会場は志願先の特別支援学校とする。

## 第5 入学者の選抜

### 1 選抜委員会の設置

特別支援学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

## 2 選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1）にのっとり、公正に行うものとする。
- (2) 入学者の選抜は、面接及びその他必要な検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。

## 第6 合格者の発表

### 1 日時

合格者の発表は、3月11日（金）午前10時とする。

### 2 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者の保護者に対し「合格通知書」（様式3）を交付する。その際、合格者の保護者は「受検票」を提示する。

## 第7 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情等により受検できなかった者については、下記にしたがって特別な措置を講ずる。

### 1 特別の事情等

- (1) 願書の受付期間に間に合わなかった場合
- (2) 年度途中において、特別支援学校の幼稚部の対象と判断された場合

### 2 入学者の選抜

- (1) 出願及び入学者選抜等については、当該特別支援学校の校長が適切な日を定める。
- (2) 入学者選抜については、第5の1、2に準じて行うものとする。

### 3 合格者の発表

当該特別支援学校の校長は、入学者選抜実施後速やかに合格者を発表する。

(様式)  
 幼稚部様式  
 様式1 (所定の用紙)

受付番号 ※	受検番号 ※	(※願書受付 平成 年 月 日)			
<b>入 学 願 書</b>					
幼稚部に入学させたいのでお願いいたします。					
平成 年 月 日					
栃木県立		学校長 様		保護者氏名 印	
志願者	氏名 <small>ふりがな</small>				性別
	生年月日	平成 年 月 日生			
	住所	〒 _____			
保護者	氏名 <small>ふりがな</small>				
	住所	〒 _____			
連絡先		TEL ( )			
連 絡 先		TEL ( )			

----- ミ -- シ -- ン -- 目 -----  
 様式2 (所定の用紙)

<b>受 検 票</b>		願書受付 ※平成 年 月 日
※受検番号 _____		
氏名 _____		
出欠確認欄	※学校長 _____ 職印	

(裏面の注意書きをご覧ください)  
 様式1の裏面  
 願書記入上の注意

- 1 ※印のところは、当該学校が記入する。
- 2 「氏名」は、住民票に記載されている文字どおり記入する。
- 3 「連絡先」は、当該学校から合格通知書を交付する際の通知先が保護者の住所と異なる場合だけ記入する。

# 合 格 通 知 書

受検番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

あなたは、平成 \_\_\_\_\_ 年度栃木県立 \_\_\_\_\_ 学校入学者選抜の結果、  
本校幼稚部に合格したので通知します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

学校長

職印

資料1

栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針

- 1 特別支援教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 高等部の入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 3 幼稚部の入学者の選抜は、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

付 記

- 1 この選抜の方針は、平成28年度入学者選抜から適用する。

資料2

栃木県立特別支援学校における幼稚部、高等部及び高等部専攻科設置校の概要

学 校 名	対 象 者	学 部	区 分	所 在 地 (T E L)
県 立 盲 学 校	視 覚 障 害 者	幼稚部	4・5歳児	〒321-0342宇都宮市福岡町1297 (028-652-2331)
		高等部	普通科 保健医療科	
		高等部 専攻科	保健医療科 理 療 科	
県 立 聾 学 校	聴 覚 障 害 者	幼稚部	3・4・5歳児	〒320-0072宇都宮市若草2-3-48 (028-622-3910)
		高等部	普通科 情報機械科 生活技術科	
		高等部	普通科	
県立のぞわ特別支援学校	肢体不自由者	高等部	普通科	〒321-0973宇都宮市岩曾町1177-2 (028-689-2655)
県立富屋特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒321-2116宇都宮市徳次郎町39-1 (028-665-2281)
県立岡本特別支援学校	病 弱 者	高等部	普通科	〒329-1104宇都宮市下岡本町2160 (028-673-3456)
県立今市特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒321-1264日光市瀬尾1640-22 (0288-22-6417)
県立国分寺特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒329-0412下野市柴6-2 (0285-44-5121)
県立栃木特別支援学校	知的障害者 肢体不自由者	高等部	普通科	〒328-0067栃木市皆川城内町1053 (0282-24-7575)
県立足利特別支援学校	病 弱 者	高等部	普通科	〒326-0011足利市大沼田町619-1 (0284-91-1110)
県立足利中央特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒326-0005足利市大月町871-3 (0284-41-1185)
県立益子特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒321-4106益子町七井3650 (0285-72-4915)
県立那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒329-2712那須塩原市下永田8-7 (0287-36-4570)
県立南那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普通科	〒321-0532那須烏山市藤田1181-152 (0287-88-7571)
県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 (仮称)	知的障害者	高等部	職 業 科 ( 仮 称 )	〒320-0842宇都宮市京町 (開校準備室)
※平成28年4月開校予定				〒320-0072宇都宮市若草2-3-48 県立聾学校内 (028-623-6400)

資料3

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

